

新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応を、以下のとおりとします。

保護者の皆様におかれましては、今後の対応につきましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 感染した場合の登園停止の取扱いについて

- ・新型コロナウイルスに感染した場合は、発症日の翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間、登園停止となります。



※症状軽快後、1日を経過している必要があります。

<症状軽快とは>

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ）が改善傾向にある状態を指します。

2 「登園届」について

- ・新型コロナウイルスに感染した後の登園は、医師の診断、指示を受け登園時に保護者の方が、「出席ノート」に診断日・病名・医療機関名・保護者印（サイン）・保護者記入日を記入してください。お子様の健康状態が「園での集団生活」に適應できるまで回復してからの登園をお願いいたします。

3 ご協力いただきたいこと

- ・マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本としております。マスクの着用の有無による差別、偏見がないようご注意くださいようお願いいたします。

○本通知の内容については、今後の状況によって変更する場合がございます。